

あなたの街の身近な相談相手

民生委員・児童委員

支え合う 住みよい社会 地域から



民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、100年以上の歴史があります。これまでの長い歴史のなかで、地域の見守り、そして支援を必要とする人に寄り添ってきました。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねています。「身近な相談相手」として高齢者や障がい者世帯、子育て家庭への相談支援や見守り活動など、地域にお住まいの方々が安心して暮らせるよう活動しています。

任期

任期は3年です（再任可能）。任期途中で交代があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間となり、3年に1度、一斉改選が行われます。

委員になる人

社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した人が、市町村に置かれた民生委員推薦会によって都道府県知事に推薦され、知事が厚生労働大臣に推薦し、委嘱されます。[岐阜市（中核市）は、市長が推薦]

人数

全国には、約23万人の民生委員・児童委員の仲間が誇りと使命を持ち、地域で活動をしています。岐阜県では、約4,550人が活動しています。（令和3年3月現在）

活動費

民生委員・児童委員には、給与は支給されませんが、交通費や通信費などの活動に必要な費用が支給されます。

7つの はたらき

民生委員・児童委員は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市町村等の関係者・機関と連携しつつ、課題を抱える住民の相談・支援、地域福祉の推進にあたり、その活動は大きく7つのはたらきがあります。これらの活動は、初めて民生委員として活動される方でも取り組むことができます。

社会調査

担当地区の住民のニーズを日常的に把握します。



必要な社会福祉の制度やサービスの情報を提供します。



情報提供

ニーズに応じた、適切なサービスが利用できるよう、関係機関と調整し、支援します。



調整

連絡通報



ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、関係行政機関や施設、団体等とのパイプ役となります。

相談



地域住民の立場に立ち、相談にのります。

自立した生活を応援し、支援体制をつくっていきます。



生活支援

意見具申



問題点や改善策など、地域住民の声を必要に応じ、民生委員児童委員協議会を通じて関係機関に届けます。



地域包括支援センターと岐阜市社会福祉協議会の コーディネーターと一緒に取り組む「北町カフェ」

後藤栄一氏
(岐阜市)

ひとり暮らしの高齢者が多い地域のため、地域包括支援センターと岐阜市社会福祉協議会に協力をお願いし、地域の方が集まることのできる場所として「北町カフェ」を運営しています。同カフェは、地域の集会場をお借りし、高齢者でも参加しやすく、お茶を飲みながらの交流や、ゲームをするなど地域の方の憩いの場となっています。活動を通じて、地域の皆さんの元気な顔を見られることや、知らない人同士が繋がっていく様子を見ると、こちらも元気をもらえます。今後も、関係機関と連携しながら、地域のボランティアとして活動していきます。



民生委員児童委員協議会の定例会に 学校長を招いて子どもたちの生活状況を共有する活動

鈴木由美子氏
(大垣市)

大垣市中川地区では、毎月の定例会に小中学校長も出席され、子どもたちの様子や学校の取り組みなどについて報告されます。また、私たち民生委員・児童委員は毎年小中学校を訪問し、授業参観や校庭清掃の奉仕活動、問題を抱える子どもへの支援などについて情報交換会を開いています。学校を訪問するたびに、子どもたちの元気な挨拶にパワーをもらい、タブレットを使った授業で目を輝かせる様子に未来への希望を感じています。これからも小中学校との連携を深めながら、子どもたちが地域で安心して暮らせるよう、見守りや支援を続けていきます。



活動事例

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、
さまざまな活動を行なっています。

● 生活支援活動「お互いさまネット芥見」に民生委員・児童委員が参加・協力

岐阜市社会福祉協議会の芥見支部では、高齢者のちょっとした生活の困りごとに対応するため、ボランティアによる生活支援活動「お互いさまネット芥見」が行われています。活動の中心的役割を担うコーディネーター会議には、毎回、民生委員・児童委員が参加し、「お互いさまネット芥見」に寄せられる依頼に対する助言、地域の福祉ニーズの把握、日常の見守り活動などへとつながられています。

● 民生委員・児童委員同士の「ガヤガヤ交流会(相談される側の相談会)」を開催

飛騨市古川地区の民生委員児童委員協議会の定例会の時間を活用し、民生委員・児童委員同士で小グループに分かれ、活動の事例や悩み等を互いに相談し、委員相互に話し合う場を設けています。この場で悩みや解決策等を共有することで、自身の不安を取り除き、支え合うことで絆を深めており、「学びと支え合いの場」として機能しています。

● 町主催のイベントの来場者にバルーンアートをプレゼント

池田町では、民生委員・児童委員がバルーンアートの技術を習得し、町内で行われるイベントに参加して、その場で作った作品をプレゼントしています。みんな和気あいあいと作りながら、活動内容を周知し、町民とふれあう機会になっています。

民生委員・児童委員の活動に関する

Q&A



Q. 民生委員・児童委員になりたいけど誰に相談したらいいですか？

A. まずは、お住いの地域の自治会長さんや市町村の民生委員担当課に相談してみてください。



Q. 民生委員・児童委員をやったことは何ですか？

A. 地域の相談・見守り活動などをする中で、地域の人と関わる機会が増え知り合いがたくさんできます。また、相談者から感謝の言葉を頂くことで、誰かの支えになったという実感を得ることができ、とてもやりがいを感じます。



Q. 仕事や子育てをしながらでも活動できますか？

A. 仕事や子育てをしながら活動を行っている方もいらっしゃいます。ご自身の都合のつく範囲で、無理のない活動を心がけてください。



Q. 民生委員・児童委員の活動ができるか不安ですが大丈夫ですか？

A. 民生委員・児童委員は、地域の「つなぎ役」です。専門職ではないため、資格や専門的な知識は不要です。また、民生委員児童委員協議会のサポートや、研修などがありますので安心して活動していただけます。



Q. 民生委員・児童委員活動中のケガ等に対する補償はありますか？

A. 活動中の万が一の事故等に備え、すべての民生委員・児童委員は「民生委員・児童委員活動保険」に加入します。また、特別職の地方公務員であるため、地方公務員公務災害補償の適用を受けることもできます。



Q. コロナ禍の活動はどのようにしていますか？

A. コロナ禍においても、ひとり暮らしの方、高齢者世帯、障がいがある方、ひきこもりがちな方、ひとり親や子育てに悩みのある家庭、外国人県民など、地域の中で支えが必要な方々を見守ることが大切です。健康状態等の確認や、手洗い・手指消毒、マスクの着用、対人距離の確保を行うとともに、必要に応じて、電話、ポスティング等を活用した活動を行います。



民生委員・児童委員についてもっと詳しく知りたい方は

(民生委員・児童委員の活動全般に関すること)

岐阜県民生委員児童委員協議会

☎ 058-201-1549 ✉ mj-gifu@winc.or.jp

岐阜県民生委員児童委員協議会

検索

お住まいの市町村の福祉担当課

(制度及びこのパンフレットに関すること)

岐阜県健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係

☎ 058-272-8261 ✉ c11219@pref.gifu.lg.jp

岐阜県 民生委員・児童委員

検索